

電気用品の技術上の基準を定める省令の解釈について（通達）の一部改正について

令和4年2月
経済産業省製品安全課

1. 概要

電気用品の技術上の基準を定める省令（平成25年経済産業省令第34号。以下「技術基準省令」という。）に定める技術的要件を満たすべき技術的内容を具体的に示したものと、電気用品の技術上の基準を定める省令の解釈について（20130605商局第3号）を定め、この解釈の別表第十二において、国際規格等に準拠した規格として、技術基準省令に整合する公的規格を整合規格として示している。

今般、迅速に最新の国際的な技術動向を反映させるため、既に採用済みのJISの最新版への見直し等を行う。

2. 改正の内容

(1) 改正方針

国際規格（IEC規格）に準拠したJIS等の規格・基準を取り入れることで、より一層の国際整合化を図るよう現行規格を改正する。

(2) 改正する規格の数： 4規格

改正区分	基準数
①採用済のIEC規格に準拠したJISを、より新しい版に置き換えるもの	2
②未採用のJISを、新たに採用するもの	2

(3) 猶予期間経過により削除する規格の数：0規格

3. 今後のスケジュール

(1) パブリックコメント：2月実施予定（30日間）

(2) 改正：4月以降予定。ただし、改正から3年間は、なお置き換える前のJIS規格によることができるものとする。

技術基準省令解釈通達(別表第十二)へ採用する整合規格(JIS等)(案)

	改正基準番号	整合規格 (JIS等)	対応IEC規格	表題	現行基準番号	現行本文
1	J60335-2-5(2022)	JIS C 9335-2-5:2021	IEC 60335-2-5第6版(2012), Amd.1(2018)	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－ 第2－5部:電気食器洗い機の個別要求事項	J60335-2-5(H20)	JIS C 9335-2-5:2004
2	J60335-2-10(2022)	JIS C 9335-2-10:2021	IEC 60335-2-10第5版(2002), Amd.1(2008)	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－ 第2－10部:床処理機及び湿式洗いブラシ機の個別要求事項	J60335-2-10(H20)	JIS C 9335-2-10:2004
3	J60947-2-1(2022)	JIS C 8201-2-1:2021	IEC 60947-2第5版(2016), Amd.1(2019)	低圧開閉装置及び制御装置－ 第2－1部:回路遮断器(配線用遮断器及びその他の遮断器)	—	—
4	J60947-2-2(2022)	JIS C 8201-2-2:2021	IEC 60947-2第5版(2016), Amd.1(2019)	低圧開閉装置及び制御装置－ 第2－2部:漏電遮断器	—	—

整合規格へ採用する JIS の概要

1 J60335-2-5 (2022)

- ・採用する JIS : JIS C 9335-2-5:2021 家庭用及びこれに類する電気機器の安全性—第 2—5 部 : 電気食器洗い機の個別要求事項
- ・適用範囲 : この規格は、定格電圧が単相機器の場合には 250 V 以下、その他の機器の場合には 480 V 以下で、家庭用及び類似の目的で食器類、食卓用器具及びその他の台所用品の洗浄及びすすぎを行う電気食器洗い機の安全性について規定する。
通常、家庭で用いない機器でも、店舗、軽工業及び農場において一般人が用いる機器のような、一般大衆への危険源となる機器も、この規格の適用範囲である。
- ・電気用品名 : 電気食器洗機
- ・主な改正内容 : 併読する通則 JIS C 9335-1:2014 への対応を図るとともに、対応国際規格である IEC 60335-2-5 の最新版の内容を反映するため、以下に挙げる点等に関して改正を行った。
 - 取扱説明書に表示要求事項（使用用途、使用状態例）を追加した。
 - 耐湿性、部品等の試験条件等を追加した。

2 J60335-2-10 (2022)

- ・採用する JIS : JIS C 9335-2-10:2021 家庭用及びこれに類する電気機器の安全性—第 2—10 部 : 床処理機及び湿式洗いブラシ機の個別要求事項
- ・適用範囲 : この規格は、定格電圧が 250 V 以下の家庭用及び類似の目的の電気床処理機及び湿式洗いブラシ機の安全性について規定する。
通常、家庭で用いない機器でも、店舗、軽工業及び農場において一般人が用いるような、一般大衆への危険源となる機器も、この規格の適用範囲である。
- ・電気用品名 : 電気床磨き機
- ・主な改正内容 : 併読する通則 JIS C 9335-1:2014 への対応を図るとともに、対応国際規格である IEC 60335-2-10 の最新版の内容を反映するため、以下に挙げる点等に関して改正を行った。
 - 適用範囲に、この規格の除外事項（監視又は指示のない状態で機器を安全に用いることができない場合、及び子供が機器で遊ぶ場合）を追加した。

3 J60947-2-1 (2022)

- ・採用する JIS : JIS C 8201-2-1:2021 低圧開閉装置及び制御装置—第 2—1 部 : 回路遮断器（配線用遮断器及びその他の遮断器）
- ・適用範囲 : この規格は、専門の教育を受けた人又は熟練者によって設置及び操作されることを意図した、定格使用電圧が交流 1000 V 以下又は直流 1500 V 以下の回路遮断器（配線用遮断器及びその他の遮断器）の安全性について規定する。また、ヒューズ組込み形回路遮断器に対する追加要求事項を含む。
交流 1000 V を超え 1500 V 以下の回路遮断器もこの規格を適用してもよい。
回路遮断器の用途、構造の形態及び定格電流にかかわらずこの規格を適用する。
- ・電気用品名 : 配線用遮断器
- ・主な改正内容 : 新設

4 J60947-2-2(2022)

- ・採用する JIS : JIS C 8201-2-2:2021 低圧開閉装置及び制御装置—第 2-2 部 : 漏電遮断器
- ・適用範囲 : この規格は、主接点を接続する回路の定格電圧が 1000 V 以下で、定格周波数が 50 Hz 及び 60 Hz の漏電保護機能をもつ回路遮断器（漏電遮断器）の安全性について規定する。また、この規格は、漏電電流を検出し、その測定値と設定値とを比較し、測定値が設定値を超えたとき、回路を遮断する装置に適用する。
- ・電気用品名 : 漏電遮断器
- ・主な改正内容 : 新設